

第1編 給食管理

1 給食とは

「給食」とは、施設等を利用する特定の対象者に継続的に提供する食事をいいます。
その内容は、①利用者の栄養管理が行われていること、②利用者の嗜好が考慮されていること、③栄養教育の媒体となることが、求められます。

2 給食を開始するときの手続き

(1) 給食施設とは

給食施設とは、特定かつ多数の人に対して継続的に食事を提供する施設をいいます。
食数により以下の3つに分類されます。

①特定給食施設【健康増進法（第20条）、健康増進法施行規則（第5条）】

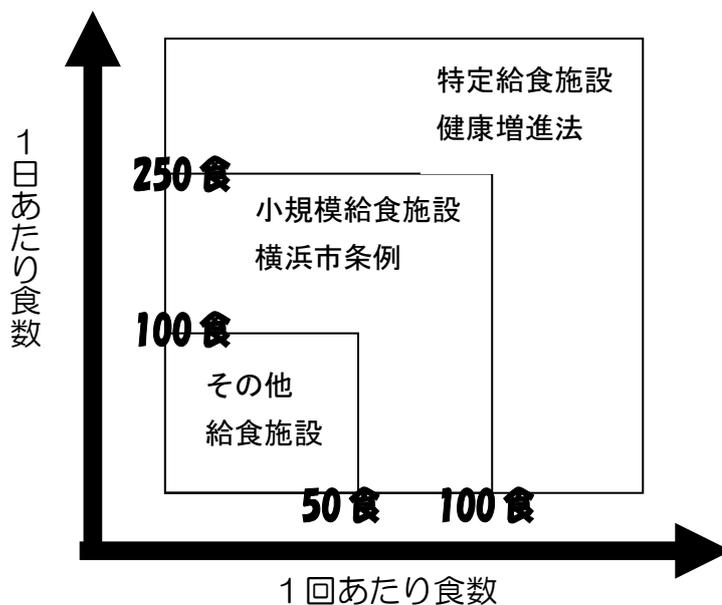
1回100食以上または1日250食以上の給食を提供している施設

②小規模給食施設【横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例（第1条）】

1回50食以上または1日100食以上の給食を提供している施設

③その他給食施設

1回50食未満かつ1日100食未満の給食施設



図：食数による分類（横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課，給食施設のための栄養管理の手引）

(2) 給食施設の届出

給食を行う場合、特定給食施設及び小規模給食施設の設置者は、健康増進法・横浜市条例の規程により決められた届出書の提出が必要です。

給食を始める場合は給食開始届出書、また給食開始届出書に変更が生じた場合は給食変更届出書、給食を休止した場合は給食休止届出書、休止していた給食を再開する場合は給食開始届出書、給食を廃止した場合は給食廃止届出書を施設所在地の福祉保健センターまで提出する必要があります。

これらの届出は、提出を怠ったときには義務違反が生じます。

その他の給食施設については、届出が求められる場合がありますので、各区の生活衛生課に相談してください。届出をすることにより、衛生に関する情報提供などが受けられます。

(3) 給食施設の報告（給食施設栄養管理報告書）

横浜市では、給食運営及び栄養管理等の状況を把握するため、毎年6月に実施した給食について給食施設栄養管理報告書の提出を求めています。報告用紙は、毎年、各区福祉保健センターから各施設に発送されます。

3 障害者施設の給食

給食を実施する場合は、適切な食事を提供するよう努めなければなりません。利用者支援の充実のために、以下の7点について、意識しましょう。

- ① 必要な栄養量が確保されているか。
- ② 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。
- ③ 利用者の心身の状態に合わせた調理内容となっているか。
- ④ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。
- ⑤ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。
また、原材料についてもすべて保存されているか。
- ⑥ 食器類の衛生管理に努めているか。
- ⑦ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室 障害者支援施設等指導監査事項「着眼点」

また、基準では以下のように定義されています。

【障害福祉サービス事業】

- ① 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- ② 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- ③ 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- ④ 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第171号）第86条

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第174号）第45条

【障害者支援施設】

- ① 障害者支援施設等（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。
- ② 障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- ③ 障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- ④ 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- ⑤ 障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第172号）第34条

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第177号）第29条

施設栄養士は、これらのことを踏まえて業務に当たらなければなりません。

では、実際に、「利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うため、必要な栄養管理」を行うには、どうしたらよいのでしょうか。

次章「障害者施設における栄養管理」で説明します。